

## 令和3年度 第9回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和3年12月8日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前10時35分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正	4番	盛田 敬一	
	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子	7番	永原 聡	8番	津村 光明	
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕	推進委員	茗荷 主吉	推進委員	山本 昭子	
欠席委員	7番	永原 聡	推進委員	茗荷 主吉					
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の決定 4 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 報告第2号 合意解約申出について 5 付議事項 議案第1号 利用権設定等申出について 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 6 その他								
委員会出席者	中島事務局長 銀杏主事								
議事録署名委員	2番	西山 博文	3番	藪田 道正					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和3年度第9回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員全員が出席ですので、今回の定例会は成立します。会長さんよりあいさつをお願いします。							
2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)							

3. 議事録署名委員の決定	会 長	議事録署名委員の決定です。今回は、2番の西山委員と3番の藪田委員でお願いします。
4. 報告事項	会 長	報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和3年11月10日から12月7日までの行事等についてです。まず10月13日ですが、第8回農業委員会定例会を開催しました。15日に、農地・担い手関係市町村及び農業委員会事務局担当者等ブロック会議が鳥取市で開催されました。そしてこの1ヶ月間で、利用権設定等申出書を1件、農地法第3条の規定による許可申請書を1件、合意解約申出書を3件受理しました。
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(意見等なし)
	会 長	報告第2号、合意解約申出について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第2号、合意解約の申出についてです。 1件目の届出に係る農地は大字高野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は1,185㎡です。賃貸人は若桜町大字高野の〇〇〇〇、賃借人は若桜町の農業法人です。解約の理由としましては、賃貸人の所有権移転のためというものです。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引渡の時期はいずれも令和3年11月11日です。
	会 長	担当委員から、何か報告はありますか。
	盛田委員	特にございません。

会 長 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

職務代理 何故、合意解約をなさるのですか。

事務局 所有権移転をするためです。今回の付議事項にもあります。

会 長 次の合意解約申出について、事務局よりお願いします。

事務局 2件目と3件目を一括で説明します。

2件目の届出に係る農地は大字岩屋堂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は1,029㎡です。賃貸人は若桜町大字岩屋堂の〇〇〇〇、賃借人は同じく若桜町大字岩屋堂の〇〇〇〇です。解約の理由としましては、賃借人の耕作地削減のためというものです。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引渡の時期はいずれも令和3年11月25日です。

3件目の届出に係る農地は大字岩屋堂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は527㎡です。賃貸人は鳥取市の〇〇〇〇、賃借人は同じく若桜町大字岩屋堂の〇〇〇〇〇〇です。解約の理由としましては、賃借人の耕作地削減のためというものです。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引渡の時期はいずれも令和3年11月25日です。なお、2件目と3件目ですが、次は〇〇〇〇が借り受ける予定とのことです。

会 長 担当委員から、何か報告はありますか。

津村委員 2件目と3件目の賃貸人に確認しましたところ、賃借人において、〇〇〇〇〇〇に利用権設定をしてもらうようにしていただいているとのことです。〇〇〇〇〇〇は、既に手続きの準備を進めております。

会 長 話が戻りますが、1件目の大字高野の案件はどうですか。

5. 付議事項

事務局	1 件目につきましては、所有権移転ができれば、今度は譲受人本人で耕作するとのことでした。
津村委員	2 件目と 3 件目の賃貸人に連絡するのに、電話番号がないので困りました。結局、賃借人に電話番号を教えてもらい、連絡をとりました。担当委員として確認をしないとイケませんので、書式に電話番号の欄を入れてほしいです。
会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
委 員	(意見等なし)
会 長	付議事項です。議案第 1 号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。
事務局	議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。 申請に係る農地は大字高野の農地 1 筆。地目は登記簿・現況ともに田、農振区分は農用地区域内、面積は 8 2 1 m <sup>2</sup> 、設定の内容は再設定です貸付人は若桜町大字高野の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、設定期間は 5 年、貸借種別は賃貸借で、10 アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えられます。
会 長	この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。
盛田委員	再設定ですので、特に問題ないと思います。
会 長	この件について、質問、意見等はありませんか。
委 員	(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。  
議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第3条の規定により下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。  
申請に係る農地は大字高野の田2筆で、2筆の合計面積は1,471㎡です。農振区分は2筆とも農用地区域内、権利の種別は第3条による有償移転、内容は所有権移転です。譲渡人は若桜町大字高野の〇〇〇〇、譲受人は同じく若桜町大字高野の〇〇〇〇となっております。このうち1筆が、所有権移転のために合意解約があった農地です。これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

盛田委員

譲渡人の農地を、譲受人が買われるということを確認しました。まず、譲受人の現状ですけれども、耕作している農地の面積が1町5反ありまして、今回の申請農地を足すと1町6反強になります。それと農業用機械ですが、トラクター2台に加え、田植機3台とコンバイン、テラー、ハーベスターをそれぞれ1台ずつ持っておりまして、機械は揃っています。買った後は自分で耕作するというので、申請に係る農地のうち1筆については報告事項にありましたが、合意解約がありまして、若桜町の農業法人は手を引くということです。何故、売買の話になったかと言いますと、譲渡人の家庭の事情によるものだそうです。跡継ぎは長男なのですが、長男は体の具合を悪くしておられます。今後のことを考えて話し合った結果、これから先は荒れるだろうということで、買っていただける方がいらっしゃれば売りたいということになったそうです。我々としても、できれば農地が荒れないように、耕作していただける方がいらっしゃれば、その方に譲渡するほうが良いと思いました。

会 長

農業委員会としては、荒れないようにするのが重要でして、どなたであっても、きちんとできれば問題ありません。とにかく、荒らされないよう、注意して見ていただきたいと思います。

6. その他	会 長	この件について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(異議等なし)
	会 長	意見等がないので、申請どおり決定します。
	会 長	その他の事項です。
	会 長	●若桜町表彰受賞候補者の推薦について協議。農業委員会からは、推薦者なしということで決定。 ●事務局より、農地パトロールに伴う遊休農地及び荒廃農地の集計結果について報告あり。その中で、荒廃農地の一部を農地台帳から除外する。 ●次回定例会は、翌年1月12日(水)9:00~に決定。
	会 長	以上で、令和3年度第9回の定例会を終了します。